

別冊 2-2

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）

（第5期）

計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

三重県

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（目次）

1	管理すべき鳥獣の種類	1
2	計画の期間	1
3	管理が行われるべき区域	1
4	計画策定の目的	1
5	これまでの取組とその評価	1
(1)	これまでの取組	1
(2)	現状	1
(3)	第4期計画の評価	3
6	管理の基本的な考え方	3
(1)	順応的管理の推進	3
(2)	年度別事業実施計画の策定と推進	3
7	管理の目標	4
(1)	長期目標	4
(2)	第5期計画における目標	4
8	個体数の調整に関する事項	4
(1)	管理方針の考え方	4
(2)	目標達成に向けた具体的な方策	6
9	被害防除対策に関する事項	6
(1)	管理方針の考え方	6
(2)	目標達成に向けた具体的な方策	7
10	生息環境管理に関する事項	7
(1)	管理方針の考え方	7
(2)	目標達成に向けた具体的な方策	7
11	その他管理に必要な事項	7
(1)	モニタリングの実施	7
(2)	計画の科学的評価	8
(3)	計画の実施体制に関する事項	8
(4)	捕獲の促進に関する普及啓発等	8
(5)	資源としての有効利用	9
(6)	錯誤捕獲への対応	9
12	付属資料	9
(1)	生息環境	9
(2)	分布状況	11
(3)	生息状況	12
(4)	被害状況	14

(5)	対策状況	18
(6)	各市町獣害対策協議会の設置状況	20
(7)	狩猟者の現状	20
(8)	第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）統計資料	21

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

2 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、生息状況の変化等に応じて、必要な場合には計画期間内に関わらず計画を変更する。

3 管理が行われるべき区域

県内全域

4 計画策定の目的

人とニホンジカの共生にむけて、以下の3点を目的に掲げる。

- 農林業被害の解消
- 自然豊かな森林生態系の保全
- 地域個体群の安定的な維持

5 これまでの取組とその評価

(1) これまでの取組

三重県では、ニホンジカが伊勢湾岸の平野部を除く、ほぼ県内全域にわたって生息していることが確認されており、平成14年度に第1期、平成19年度に第2期、平成24年度に第3期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、狩猟によるメスジカの捕獲禁止の解除、捕獲頭数の制限緩和、狩猟期間の延長等を行い個体数の管理を行ってきた。また、平成26年5月に公布された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を受け、平成27年度に第3期計画を第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)に変更し、平成29年度には第4期の同計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等、さらなる個体数の管理を進めてきた。

さらに、前期計画に基づき、捕獲の推進、侵入防止柵の設置、モニタリング調査や関係機関との連携強化等を行うほか、必要な事項については期間中であっても計画の変更を行い、状況に応じて柔軟な対策の推進を行ってきた。

(2) 現状

① 分布状況

ニホンジカの分布は、1970年代は山地とその周辺に限られており、伊勢湾岸の平野部には生息していなかったものの、その後分布は拡大し、令和2年

度調査時点ではほぼ県全域で生息が確認されている（付属資料図1）。

② 生息状況

ニホンジカの生息状況を表す指標の一つである目撃効率（SPUE：狩猟者の一日の平均目撃頭数）の直近10年ほどの傾向は、平成26年度をピークに、それ以降は減少または横ばい傾向である（付属資料図3）。また、同じく生息状況の指標の一つである糞粒密度の直近10年の傾向をみると、平成23年度をピークに、減少傾向にある（付属資料図3）。なお、糞粒密度を把握するための糞粒調査は、令和元年度にて終了し、同年度より糞塊密度調査へ変更された。これは糞塊密度調査が県内全域のような広域の状況把握により適した方法であるためである。糞塊密度は2年度分しかないため、生息状況の変化を把握するにはデータが少なく、注意が必要であるものの、減少傾向を示している（付属資料図3）。

これらデータをもとに階層ベイズモデルを用いて生息頭数を推定した結果、令和2年度末のニホンジカの生息頭数は、51,499頭と推定されている（表1）。

表1 ニホンジカの生息状況（令和2年度時点）

項目	観測・推定値	単位
目撃効率	1.8	頭/出猟人日数
糞塊密度	28.9	糞塊/km
推定生息頭数（90%信用区間）	51,499 (32,644～83,515)	頭
推定生息密度（90%信用区間）	13.8 (8.8～22.4)	頭/km ²

③ 被害状況

ニホンジカによる農業被害額は、平成21年度をピークに減少してきたが、近年は横ばい傾向にある。令和2年度の農業被害額は約4千7百万円であり、ピーク時の33%に減少している（付属資料図4）。農業被害状況のもう一つの指標として、農業者の被害実感があり、農業集落を対象にしたアンケート調査が実施されている。この調査において、ニホンジカによる農業被害が「大きい」または「深刻」と回答した集落数は、平成23年度の463集落をピークに、減少しているものの、令和2年度は331集落であり、農業被害額ほど大きな減少とはなっていない（付属資料図5）。地域別にみると、令和2年度は県西部でより深刻な状況にある（付属資料図6）。

また、林業被害は、平成23年度をピークに減少傾向にあるものの、令和2年度の林業被害額は約1億2千9百万円である（付属資料図4）。

加えて、ニホンジカは過度な採食により自然植生へ被害を与え、森林の下層植生の衰退、ひいては表層土壌の流出を引き起こす恐れがある。こういつ

た自然植生へのニホンジカの影響を把握する手法として、森林下層植生衰退度調査がある。この調査は、ニホンジカの食痕の有無と低木層とササの植被率をもとに、調査地点の植生の状況を、無被害、衰退度0から衰退度4の6段階で評価するものである。平成28年度に実施された森林下層植生衰退度調査の結果によると、衰退度2以上となった地点は高標高域に多く、土壌流出の恐れのある衰退度3から4の地点も散見されている（付属資料図8）。

（3）第4期計画の評価

第4期「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」では、令和5年度までにニホンジカの生息頭数を平成24年度の半数に減少させることを目標とし、目標捕獲頭数を定め、指定管理鳥獣捕獲等事業など様々な取組を推進してきた。また、合わせて、林業や自然植生の被害、農業被害を軽減させるために、侵入防止柵の設置や集落単位での被害対策、ニホンジカを寄せ付けない生息環境管理の普及に努めてきた。

その成果として、農業被害額は第4期計画開始時の平成29年度以降、低い水準で推移しており、林業被害額については平成29年度から減少している。一方で、ニホンジカの適正と考えられる密度は達成することができおらず、引き続き、被害軽減を目的とした管理目標の設定と、継続的な捕獲の推進など対策を講じていく必要がある。

6 管理の基本的な考え方

（1）順応的管理の推進

捕獲頭数やモニタリングデータに基づいた生息状況や被害状況、対策状況の評価を行い、その結果を元にした対策方針を検討する順応的な管理を推進していく。

（2）年度別事業実施計画の策定と推進

第5期計画における管理目標を達成するために、毎年、モニタリングデータと捕獲頭数に基づいた階層ベイズモデルによる生息頭数の推定を行い、複数の捕獲計画に沿った生息頭数の将来予測を行うことにより、目標の捕獲頭数を設定する。さらには、被害の発生状況に応じて、柵の設置等の対策方針についても設定する。これらの方針を示した「年度別事業実施計画」を策定して管理を推進する。

7 管理の目標

(1) 長期目標

- 農林業被害の解消
- 森林下層植生の回復による森林の更新
- 長期的存続可能な生息頭数の維持

(2) 第5期計画における目標

- 農業被害程度が、「深刻」または「大きい」集落の割合を20%以下にする
- 森林下層植生の衰退度が2以上の地点を30%以下にする
- 林業被害を軽減する

※衰退度2になると、高木性稚幼樹の被食による更新阻害が発生する地域が増え、さらに衰退度3になると、落葉層の被覆率が減少し土壤侵食の発生確率が上昇する。

8 個体数の調整に関する事項

(1) 管理方針の考え方

生息密度と農業被害程度、及び森林下層植生の衰退度の関係から、生息密度が高い地域ではこれらの被害が深刻であることが明らかとなっている（図1、図2）。この関係解析の結果から、管理目標である農業被害程度が「深刻」または「大きい」集落を20%以下、森林下層植生の衰退度2以上の地点を30%以下にするためには、ニホンジカの生息密度を10頭/km²以下にする必要があることが読み取れる。そこで、本計画における被害軽減のための密度管理の目標値を10頭/km²以下とする。ただし、生息密度の推定値には幅があること、衰退した植生を回復させるためには先の目標値以上に密度を低下させる可能性があることから、10頭/km²という設定は必要に応じて見直すこととする。

なお、生息密度が低い集落でも被害が大きな地域が見られること、農業被害だけを見ると被害対策を確実に行うことで被害の軽減が見込めるところから、侵入防止柵設置等の被害防除対策と合わせて総合的な対策を推進することとする。

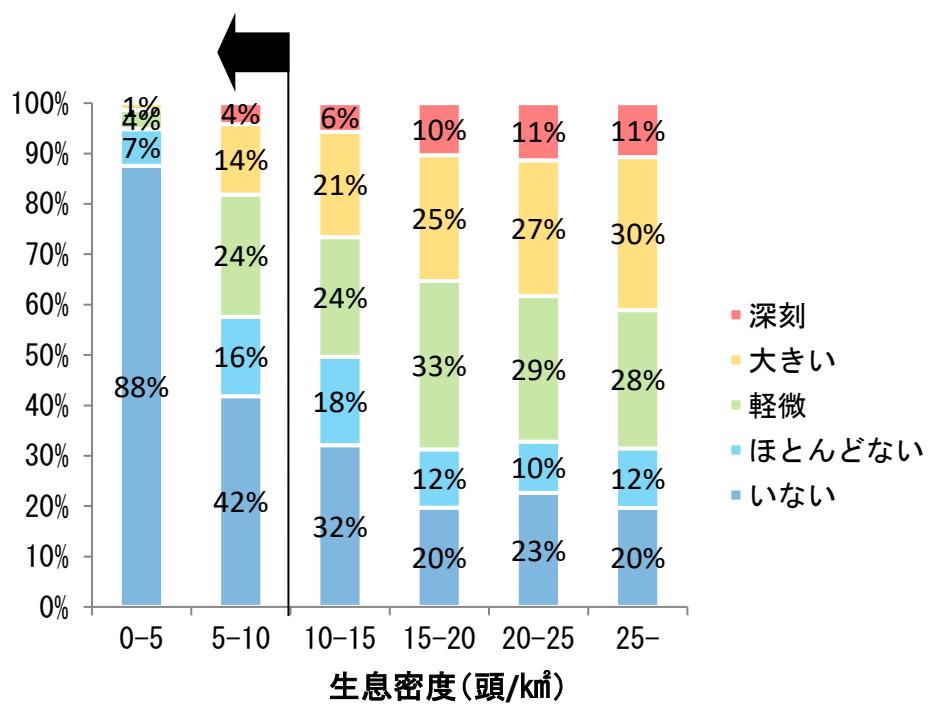


図1 本県における農業被害程度とニホンジカ生息密度の関係

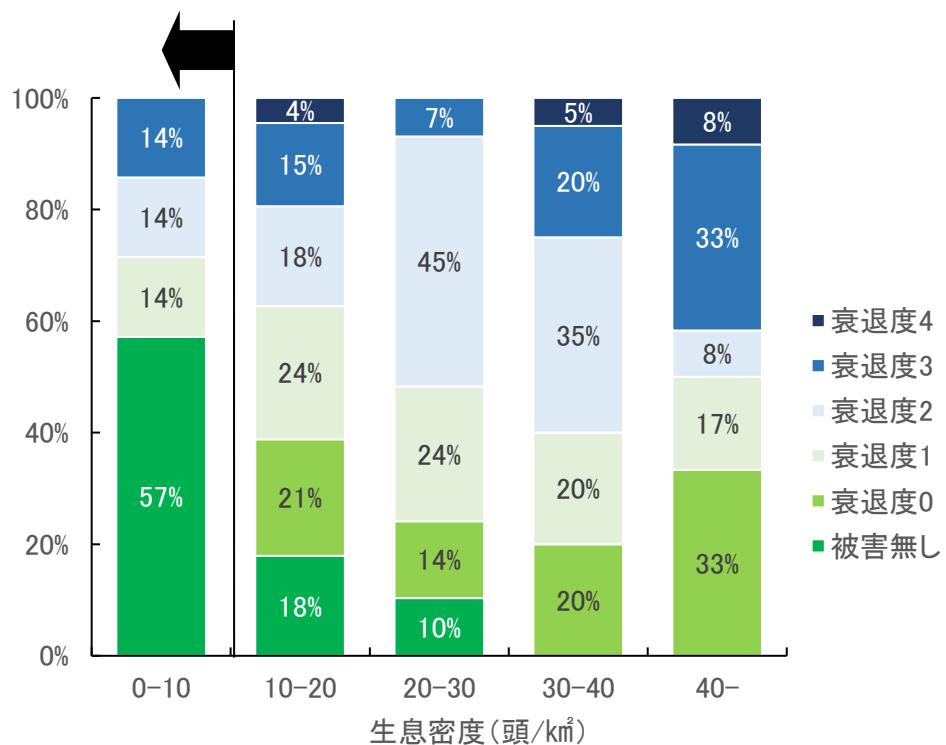


図2 本県における森林下層植生衰退度とニホンジカ生息密度の関係

(2) 目標達成に向けた具体的な方策

- 狩猟期間の延長

第4期計画と同様、狩猟期間を11月1日から3月15日までとし、捕獲圧を上げることとする。

- 有害鳥獣捕獲

許可捕獲における捕獲頭数については、計画的な捕獲促進と被害防止が的確に行えるよう、引き続き、必要数の捕獲を可能とする。

- 管理捕獲の実施

生息状況調査結果等を踏まえながら、特に生息密度の高い地域等、地域の実情に応じて、個体数調整のための管理捕獲を実施する。

- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）の目標を達成するにあたって、既存の個体数管理のための事業に加えて、県が捕獲等事業を実施する。

なお、事業実施の目的、実施期間、実施区域、事業の目標等については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）に定める。

- 農業被害の大きな地域での集中的な捕獲

生息密度が高くかつ農業被害が大きい地域において、侵入箇所周辺や侵入防止柵沿いで、ICTを用いた大型捕獲檻等により加害個体を集中捕獲することで被害の軽減を図る。

- 造林地での捕獲

人工林を強度間伐する際には、捕獲により、あらかじめニホンジカの生息密度を減少させておくことが必要である。特に新植地を餌場とするニホンジカ個体を集中捕獲することが重要である。シカ道や新植地に設置した侵入防止柵周辺において、くくりわなによる捕獲を実施するほか、ニホンジカの出没頻度が高い場所でのICTを用いた大型捕獲檻による捕獲も効果的である。

9 被害防除対策に関する事項

(1) 管理方針の考え方

ニホンジカによる被害を防除するため、個体数管理と合わせて、侵入防止柵の設置など効果的な被害防除対策を推進して、農林業被害や森林下層植生の衰退を減少させるように取り組む。被害を未然に防除するため、農業及び林業の被害対策関係機関と連携し、侵入防止柵等の設置などの防除手段を積極的に導入するよう努めるとともに、適切な維持管理等について市町等に対し普及啓発を行う。

(2) 目標達成に向けた具体的な方策

● 農耕地での被害防除

農耕地については、電気柵や金属柵等の効果的な侵入防止柵を選択・設置し、ニホンジカの侵入と食害を防ぐ。電気柵は、断線や漏電により効果が低下するので、日常的に電圧や柵の状態を点検し、必要に応じて雑草等の刈り払いなどの維持管理が必要である。金属柵は飛び越しやもぐり込みされにくい資材を選択するとともに、定期的に柵の状態を点検し、損傷箇所を補修・補強する必要がある。既存の侵入防止柵等点検や改善を行い、より効果的な被害防除対策を促進する。

● 造林地での被害防除

造林地については、金網柵、ポリエチレンネット柵、防護チューブ等の効果的な防護資材を選択・設置し、ニホンジカによる侵入と食害を防ぎ、伐採後の適切な更新、植栽木の着実な育成を図る。設置に当たっては、特に地形等を考慮に入れ、柵の飛び越しやもぐり込みをされないように注意をするほか、設置後の見回り・補修を行い、既存の侵入防止柵等点検や改善を行い、より効果的な被害防除対策を促進する。

10 生息環境管理に関する事項

(1) 管理方針の考え方

ニホンジカ個体群の地域資源としての安定的な維持と人の生活圏に寄せ付けないための環境づくりを進める。

(2) 目標達成に向けた具体的な方策

● 耕作放棄地の管理

農林業者等に対しては、農耕地や造林地の他に餌場となる可能性のある耕作放棄地などの適切な管理についての普及啓発を行う。

● 誘引物の除去

人家周辺の生ゴミ等や農地の未収穫物の放置、農地周辺の草地は餌場となり、ニホンジカを誘引定着させることになるので適切に管理する。

11 その他管理に必要な事項

(1) モニタリングの実施

生息頭数の動向や農林業被害の状況を把握することは、計画的なニホンジカの管理に不可欠である。そのため、モニタリング調査を継続的に実施し、その結果を分析・評価することとする。

① 生息密度調査

毎年、糞塊密度調査等を実施するとともに、これらのデータを基に、生息状況と捕獲状況の時間的な変化のデータを使用し、観測時の誤差を考慮して推定する方法である「階層ベイズモデル」により生息密度を把握し、適正な管理に努める。

② 被害状況調査

毎年、農業センサスにおける集落単位でアンケート調査を実施し、被害対象種別に農業被害状況とその変化をモニタリングする。また、5年に1度自然植生への被害状況を把握するために、森林下層植生衰退度調査を実施する。

③ 捕獲状況調査

狩猟期の出猟報告及び許可捕獲の許可状況から捕獲場所・捕獲頭数・目撃数などのデータを収集し、年間の捕獲目標の検討や分布状況の把握を行う。

(2) 計画の科学的評価

専門的な知見を備えた有識者によって構成される科学委員会等を設置し、計画を評価するとともに、見直しを図る科学的な管理を推進する。

(3) 計画の実施体制に関する事項

計画を実施するためには市町や県の研究部門、農林業関係団体等との連携が不可欠であり、農林業被害状況の把握、狩猟や許可捕獲、個体数調整の実施状況、個体数管理に必要な情報を共有することが重要である。

隣接県、市町や猟友会と密接に連携し、行政境界での広域連携による一斉捕獲の実施について支援する。

(4) 捕獲の促進に関する普及啓発等

狩猟者の育成・確保を図るため、市町、猟友会と連携し狩猟免許試験のPRを行うとともに、引き続き、免許試験を休日にも実施する等、狩猟免許取得者の増加を図る。

また、捕獲頭数の多い市町を中心に、捕獲後の処分が大きな課題となっている。市町の捕獲状況に応じた処分方法の選定や導入を検討する。

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(以下、「鳥獣被害防止特措法」という。)に基づき、鳥獣による農林水産業等被害を受けている市町に対しては、被害防止計画に基づく被害対策の取組を行うよう指導、助言を行う。

(5) 資源としての有効利用

ニホンジカは狩猟資源として有効活用されてきた。安全で美味しいジビエの普及を行うため、「みえジビエ」の取組を推進する。

(6) 錯誤捕獲への対応

クマ類やカモシカ等、錯誤捕獲のおそれがある場合には、出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。

また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

12 付属資料

(1) 生息環境

① 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約80km、南北約170kmと南北に細長い県土を有し、中央を流れる櫛田川に沿った中央構造線によって、大きく北側の内帶地域と南側の外帶地域に分けられる。内帶地域は、東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なる。一方、外帶地域の東側はリアス海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島の東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されている。

② 気候

内帶地域中、海岸地帯に位置する津市の気候は、年平均気温16.3°C（平年値：1991年～2020年の30年間の平均値、以下同じ）、年平均湿度67%と比較的温暖である。

これに対し、内帶地域の西側、布引山地等に囲まれた伊賀盆地にある伊賀市の年平均気温は、14.6°Cと県内では最も低く、夏冬や朝夕の温度較差が大きい内陸型の気候の特徴を示す。

外帶地域東側の海岸地帯は、黒潮の影響で温暖な地域が広がっており、その南側、熊野灘に面した尾鷲市の気候は、年平均気温16.4°Cと暖かい海洋型の気候となっている。また、年平均降水量は、3,970mmと全国有数の多雨地帯となっている。

③ 森林及び植生の状況

ニホンジカの生息地である県内の森林状況については、面積が 372,353ha で、県土面積の約 64%を占めており、このうち約 62%がスギ、ヒノキなどの人工林である。

植生は、自然林の多くは、二次林になっているが、極相林も各所に温存されている。温暖林の極相型とされるカシ、シイなどの常緑広葉樹や温帶林の極相型とされるブナなどの落葉広葉樹も残り、特殊地域の極相林とされるゴヨウマツ、アスナロ、スギ、シデなどの林やササ原が隨所にみられる。

鈴鹿山系での極相は、ツブラジイ、サカキ、ウラジロガシ、ブナ、スズタケなどの優占林であり、山麓から海拔 300m位までに茂るツブラジイ、海拔 300～800mは主としてカシ林が広がり、海拔 800m以上は、ブナを優占種とする温帶性落葉広葉樹林が広がっている。

伊賀地域では、山地部の大部分がスギ、ヒノキ植林地及びアカマツ群落、コナラ群落となっている。

県中南部では、主に亜熱帯から温帶にかけて発達する常緑広葉樹林と落葉広葉樹林が大部分を占めているが、台高山脈の一部には温帶の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹林も見られる。

熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスタジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達している。その内側の平野には、タブノキ林が見られる。

内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ 300mまでは、ツブラジイ、タブノキを中心とする森林であり、これに接して、800m位まではカシ類が多く、1,600m付近までは、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が分布している。これら以上の標高の山地は、トウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっている。

④ 耕作地の状況

県内の令和 2 年度の耕地面積は、58,000ha となっており、県土総面積の 10.0%を占めている。また、野生獣による農林業被害の増加原因の一つと考えられる荒廃農地は 6,557ha あり、耕地に対する割合が増加してきている。

(2) 分布状況

1970 年代のニホンジカの分布は山地が中心で、平野部には生息していなかった。2003 年度には分布が拡大し、平野部の大部分でも生息が確認され、生息が確認されていない地域は伊勢湾岸の地域のみとなった。さらに 2014 年度、2020 年度と分布は拡大し、令和 2 年度調査時点ではほぼ県全域で生息が確認されている（図 1）。

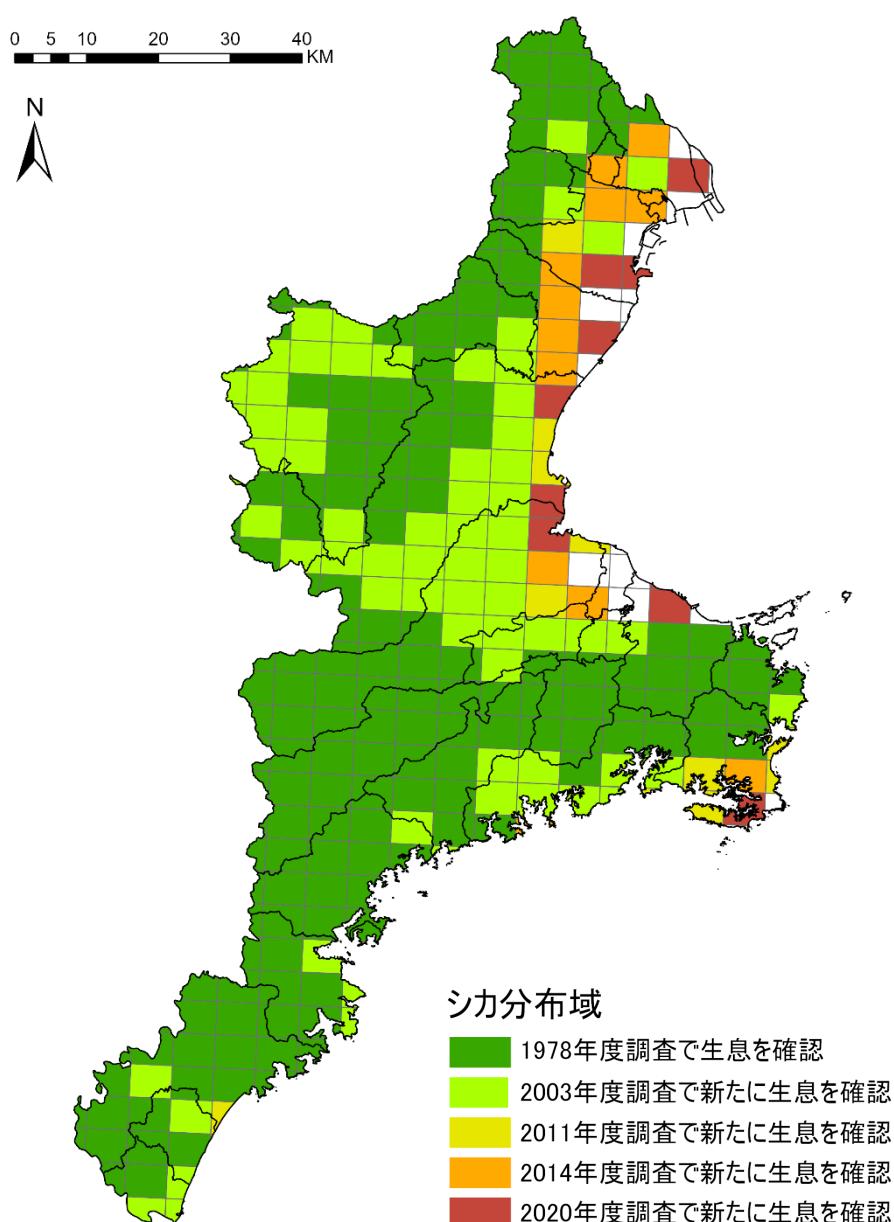


図 1 本県におけるニホンジカの分布状況

「全国のニホンジカ及びイノシシの生息分布調査について」（環境省）

(<https://www.env.go.jp/press/109239.html>) を加工して作成

(3) 生息状況

① 県内の生息状況の偏り

県内のほぼ全域でニホンジカが確認されているものの、生息状況には偏りがあり、津市、伊賀市、名張市、南伊勢町などに高密度で生息していると推定されている（図2）。

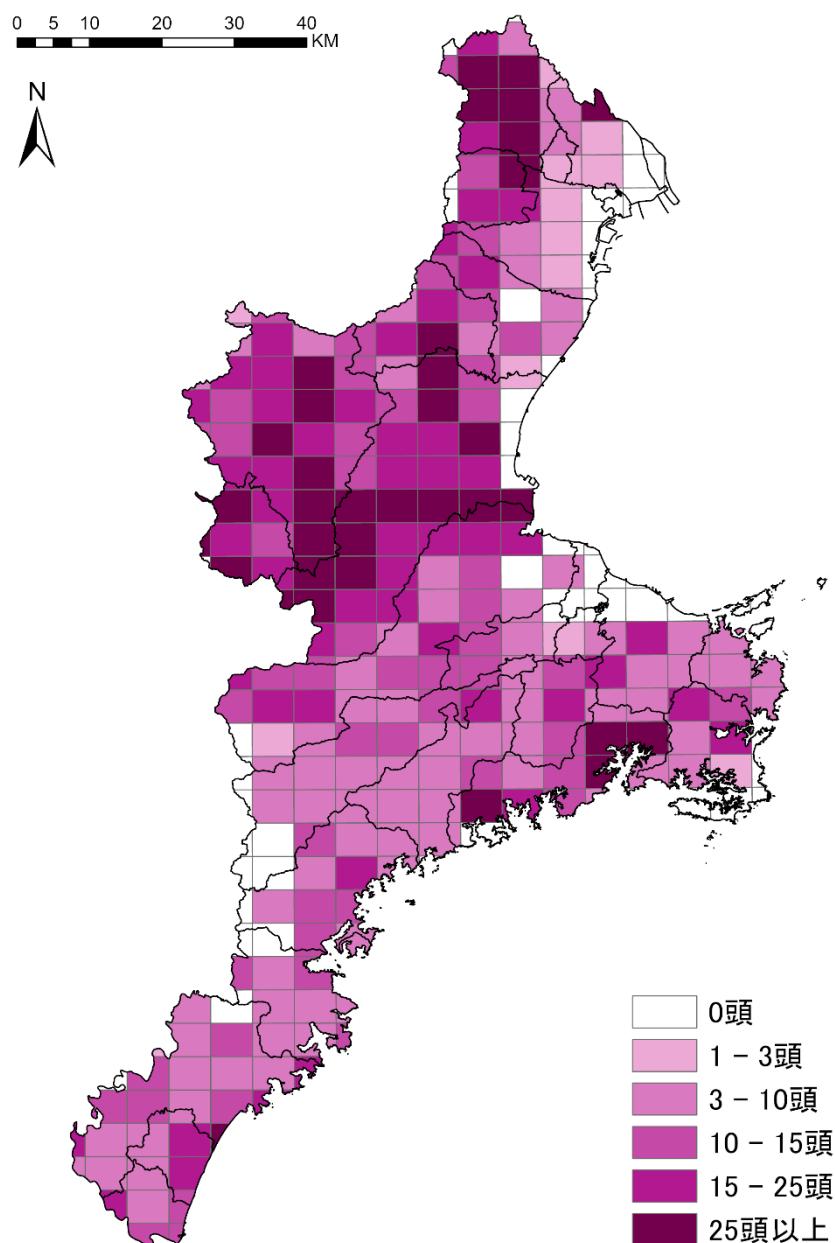


図2 ニホンジカ推定生息密度 (R2 年度)

② 生息状況の経年変化

モニタリング調査によって得られる生息密度を示す指標（密度指標）として、糞粒密度、糞塊密度、目撃効率（SPUE）及び捕獲頭数を図3に示した。平成27年度以降、密度指標は減少ないし横ばい傾向であった。捕獲頭数は令和2年度に大幅に増加したが、イノシシの捕獲強化に伴って、ニホンジカの捕獲頭数も増加したと考えられる。社会制度の変更や報奨金の大きな変更の影響を受けない密度指標も減少していることを合わせると、これらのデータは、本県における生息頭数が近年は減少している可能性を示唆している。

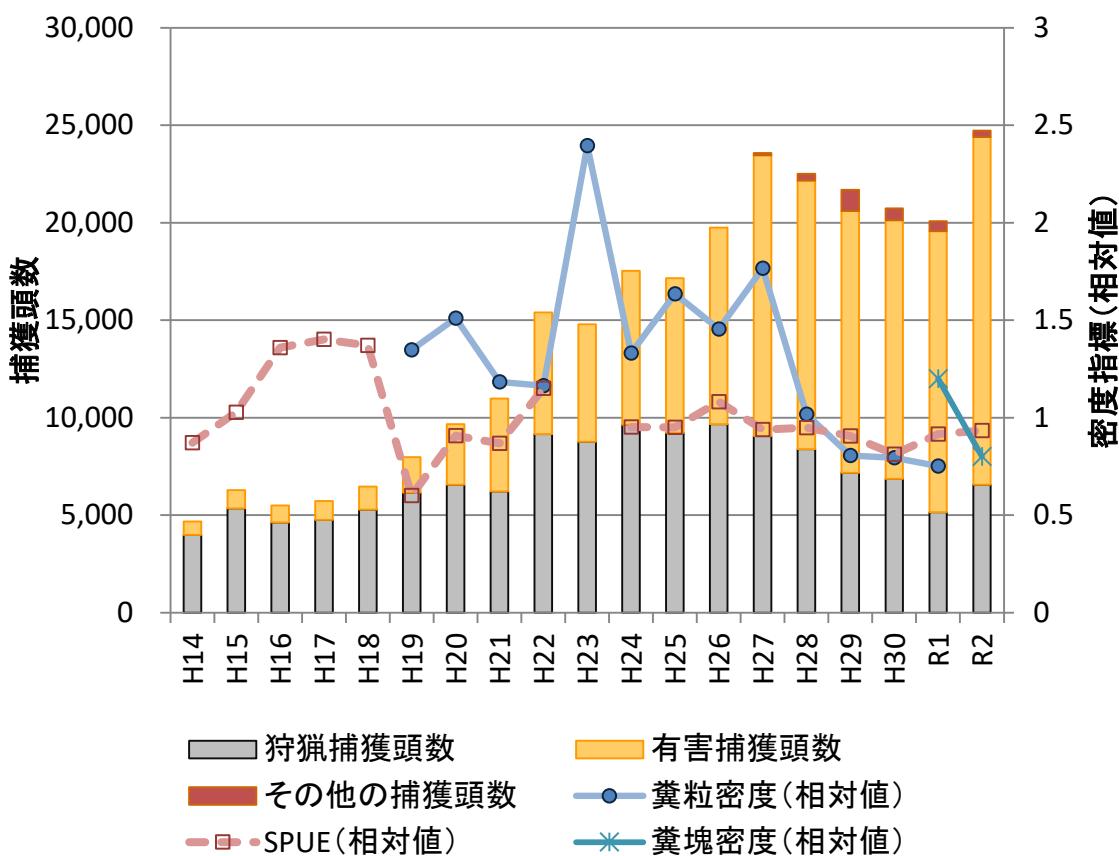


図3 ニホンジカの捕獲頭数と密度指標の変化

密度指標は観測期間での平均値が1となる相対値で示した。

(4) 被害状況

① 農林業被害

ニホンジカによる農林業被害額の推移は、図4のとおりである。農業被害額は、平成18年度の約9千6百万円から平成21年度には、約1億4千2百万円と1.5倍となり、その後は減少してきたが、近年は横ばい傾向にある。令和2年度の農業被害額は約4千7百万円となり、平成21年度の33%程度に減少している。一方で、農業集落を対象にしたアンケート調査結果の推移は図5のとおりである。ニホンジカによる農業被害が「大きい」または「深刻」と回答した集落数は、平成23年度の463集落をピークに、減少しているものの、令和2年度は331集落であり、被害実感は農業被害額ほど大きな減少とはなっていない。

林業被害額は、平成18年度の約1億5百万円から増え続け、平成23年度の2億7千万円をピークに減少傾向にある。令和2年度の林業被害額は約1億2千9百万円である。被害は県内全域で発生しており、被害対象木は大部分がスギ・ヒノキである。

農業、林業を合わせたニホンジカによる被害額は、平成18年度に約2億百万円であったものが、平成23年度には、約4億5百万円となり、その後、減少している。令和2年度の被害額は、約1億7千6百万円で、三重県の鳥獣による農林水産業被害額約3億6千6百万円の約48%を占めている。

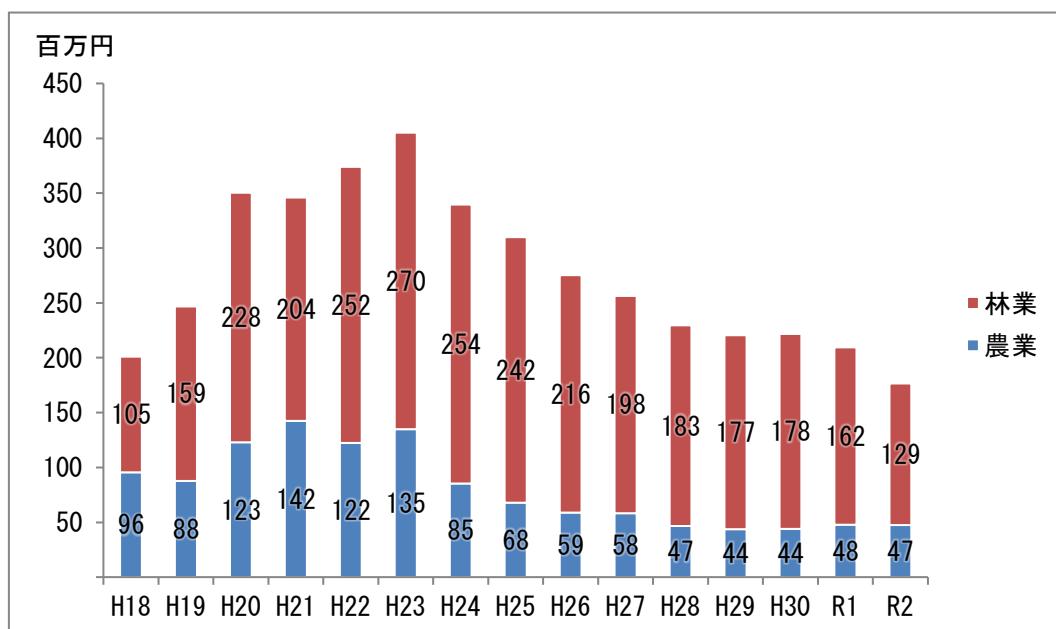


図4 ニホンジカ農林業被害額の推移

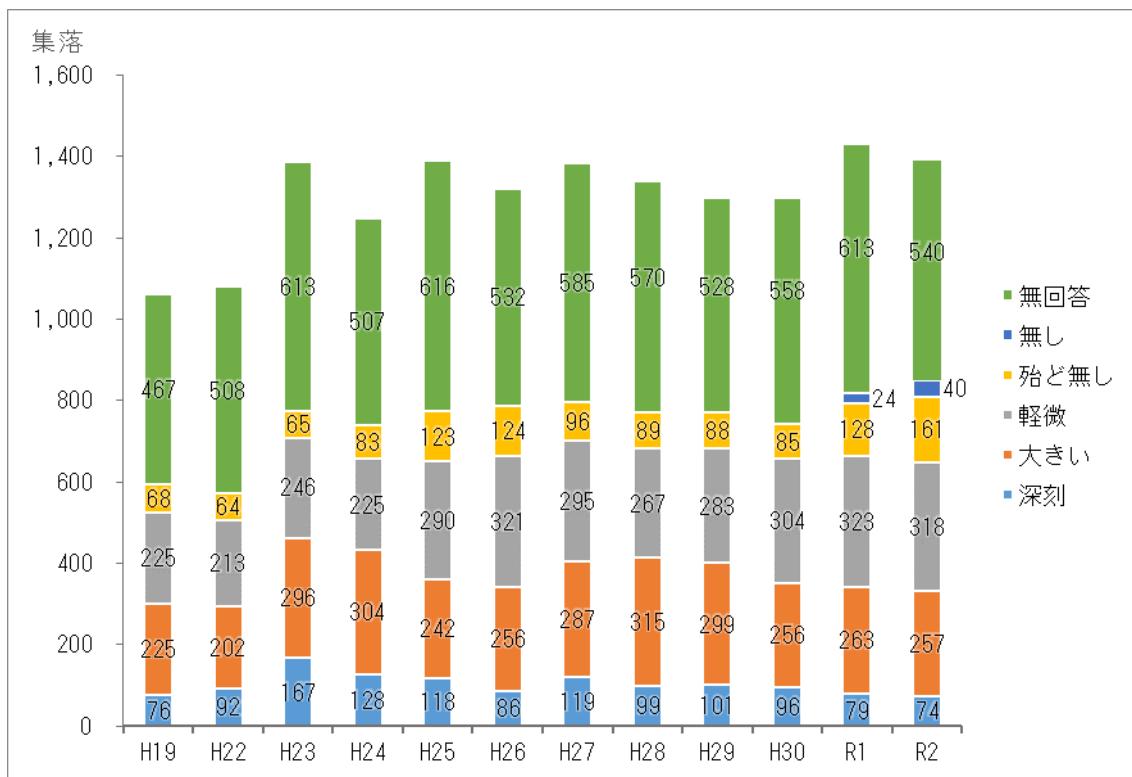


図5 ニホンジカ農業被害程度別集落数の推移

注) 棒グラフの数値は集落数を示す。

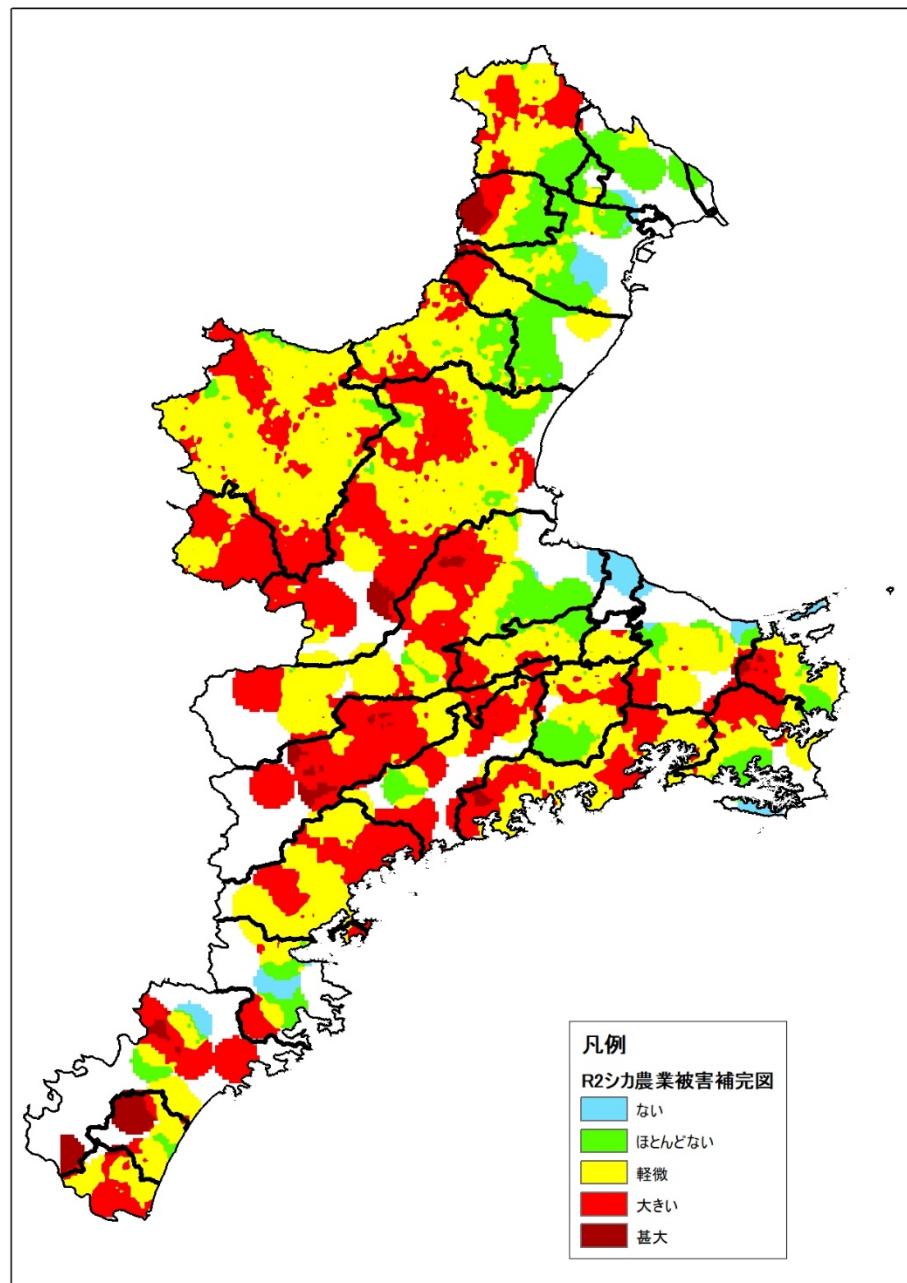


図6 農業集落アンケートに基づくニホンジカによる被害状況(令和2年度)

人工造林面積は、近年 100ha から 200ha で推移しており、平成 18 年度の 210ha に比べ、令和 2 年度は 118ha と約 56% に減少している（図 7）。

以前は、植栽木の枝葉食害による被害が多かったが、最近では壮齡林における剥皮被害が増えている。また、天然更新を目標とした造林においては食害による更新阻害も起きている。

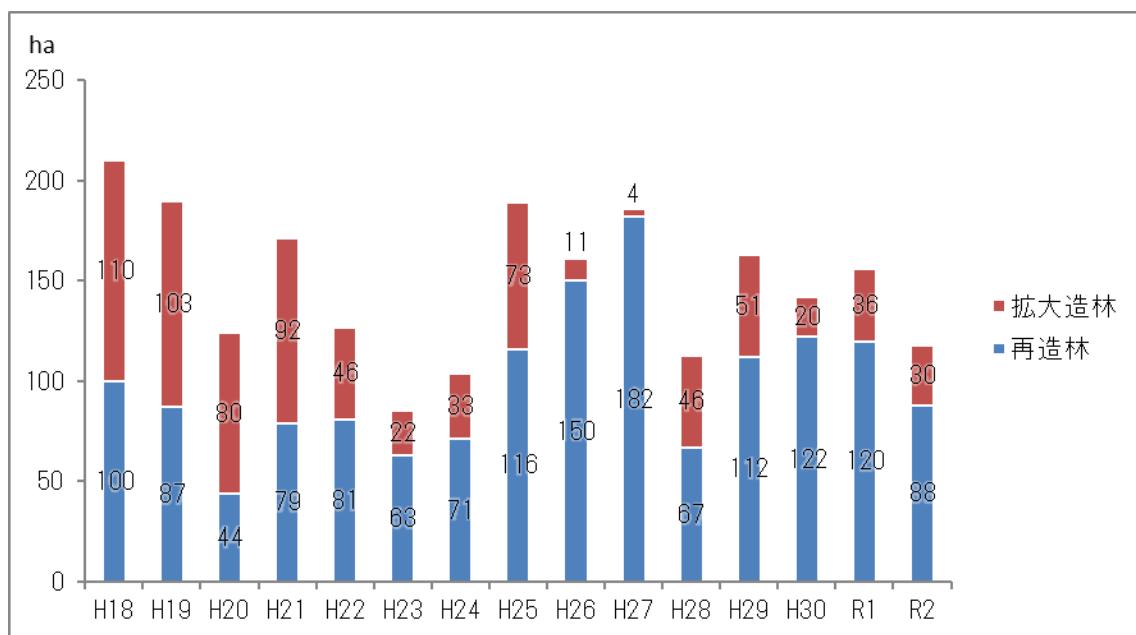


図 7 人工造林面積の推移

② 自然植生被害

ニホンジカは過度な採食により自然植生に影響を与え、森林の下層植生の衰退、ひいては表層土壌の流出を引き起こす恐れがある。自然植生へのニホンジカの影響を把握する手法として、森林下層植生衰退度調査がある。この調査は、ニホンジカの食痕の有無と低木層とササの植被率をもとに、調査地点の植生の状況を、無被害、衰退度 0 から 衰退度 4 の 6 段階で評価するものである。平成 28 年度に実施された森林下層植生衰退度調査の結果によると、衰退度 2 以上となった地点は高標高地に多く、土壌流出の恐れのある衰退度 3 から 4 の地点も散見されている（図 8）。

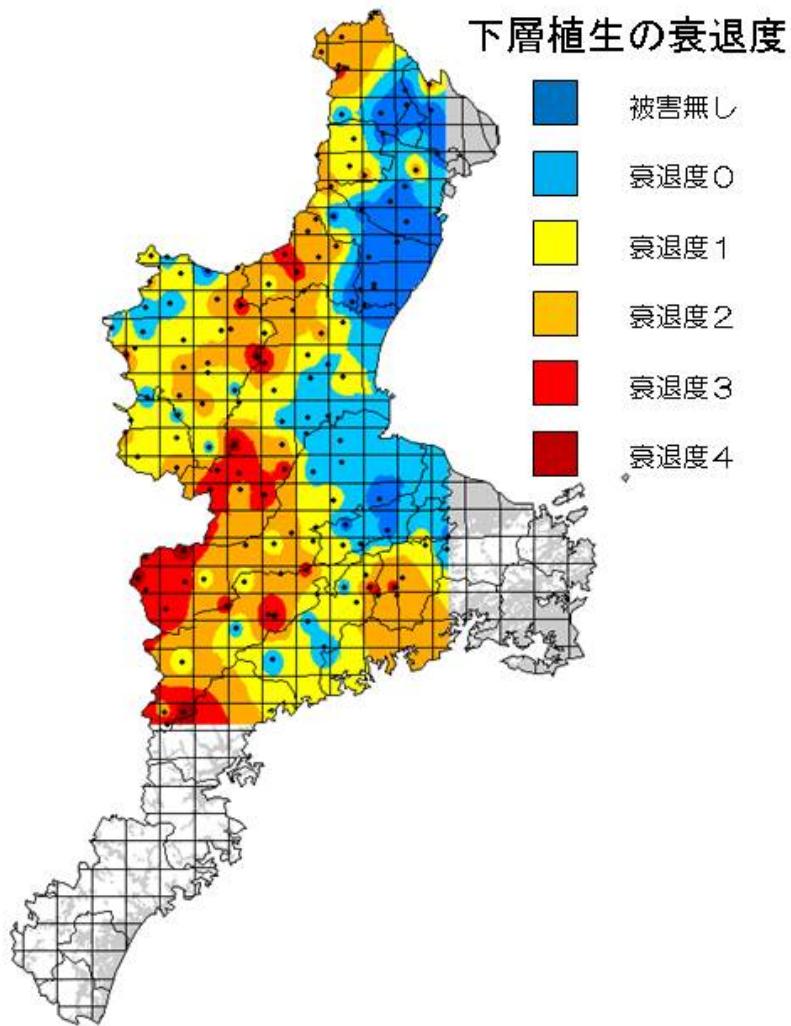


図8 森林下層植生の衰退度（平成28年度）

（5） 対策状況

① 捕獲状況

県内におけるニホンジカの捕獲頭数の推移は図9のとおりである。

狩猟による捕獲頭数は、平成18年度から平成21年度まで、5,000頭から6,000頭台で推移していたが、平成22年度以降は約9,000頭台で推移し、平成26年度に約9,700頭でピークとなりその後は減少している。

有害捕獲による捕獲頭数は、平成18年度の約1,200頭から、令和2年度は約15倍の約17,800頭となり、大幅に増加している。

総捕獲頭数は、平成18年度から平成21年度まで約6,000頭から約10,000頭台で推移していたが、平成22年度には15,000頭を超え、令和2年度は約24,700頭となり、平成18年度の約3.8倍に増加している。

これは、平成 19 年度から県内全域においてメスジカの狩猟禁止を解除したことや、平成 24 年度からは、優先的にメスを捕獲することとし、1人1日当たりの捕獲頭数の上限を無制限（ただし、オスは1頭までとし、わなを用いる場合は、オスの頭数制限は適用しない。）とする捕獲制限の緩和等を行ったこと、さらに、平成 24 年度から実施している、「鳥獣被害防止特措法」に基づく被害防止計画により、計画的な捕獲を実施してきたことが増加の主な要因であると考える。なお、令和 2 年度の増加は豚熱対策のためのイノシシの捕獲強化によって、ニホンジカの捕獲頭数も増加したと考えられる。

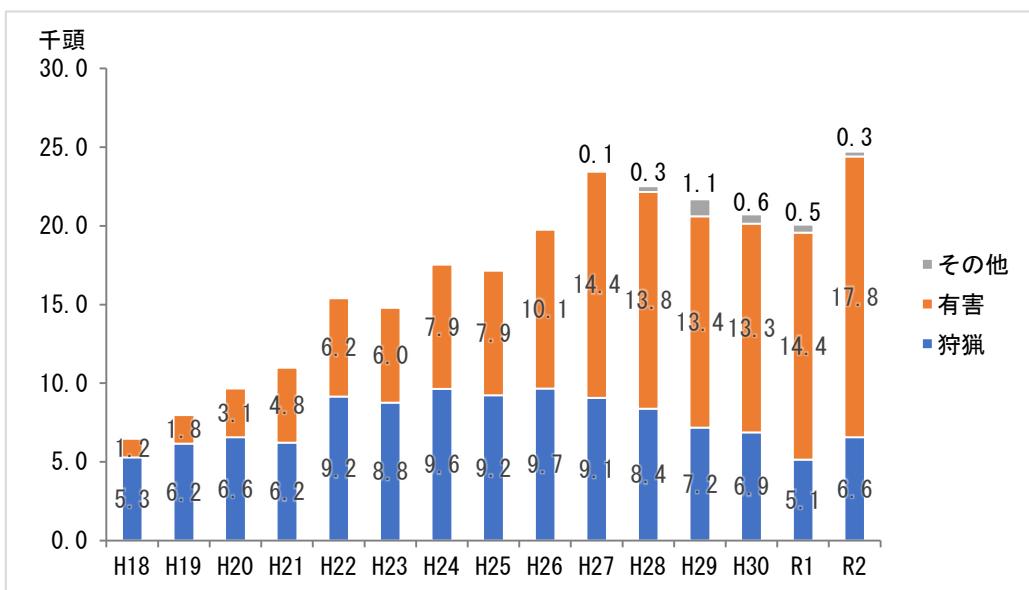


図9 ニホンジカの捕獲頭数の推移

② 被害対策の実施状況

これまで県では、ニホンジカによる農林業被害対策として、国の補助事業等を活用し、侵入防止柵等の設置による被害対策やわな設置などの捕獲対策を推進し、被害の軽減に努めてきた。地域によっては市町補助事業等による集落単位など広域的防除の取組を推進している（表1）。

表1 侵入防止柵の整備状況（国補助）

	電気柵	金属柵	金属+電気柵	造林事業	計
H22-R2 累計	146,537	1,347,618	414,241	373,419	2,281,815

（単位：m）

(6) 各市町獣害対策協議会の設置状況

平成 19 年度に施行された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、県内の 25 市町に獣害対策協議会が設置され、被害防止計画に基づく対策が実施されている。

(7) 狩猟者の現状

狩猟登録者数の動向については、図 10 のとおりで、増加傾向とはなっていない。令和 2 年度の全狩猟登録者数は 3,095 人で、平成 20 年度の 3,564 人に比べ約 87% に減少している。

免許区分別にみると、第 1 種銃猟登録者は、令和 2 年度が 1,474 人で、平成 20 年度の 2,643 人に比べ約 56% に減少している。一方、わな猟登録者は、令和 2 年度が 1,570 人で、平成 20 年度の 884 人に比べ約 1.8 倍となり、農林業者の自己防衛等から増加しているものと考えられる。



図 10 狩猟登録者数の動向

(8) 第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）統計資料

① 捕獲頭数

年度	捕獲頭数計				狩猟捕獲			有害捕獲		
	計	オス	メス	メス の割合	オス	メス	メス の割合	オス	メス	メス の割合
S55	2,158	2,158	0	0%	2,006		0%	152		0%
S56	1,966	1,966	0	0%	1,786		0%	180		0%
S57	2,153	2,153	0	0%	1,920		0%	233		0%
S58	2,018	2,018	0	0%	1,766		0%	252		0%
S59	2,426	2,426	0	0%	2,116		0%	310		0%
S60	2,244	2,244	0	0%	1,907		0%	337		0%
S61	2,046	2,046	0	0%	1,788		0%	258		0%
S62	2,255	2,255	0	0%	2,013		0%	242		0%
S63	2,053	2,053	0	0%	1,945		0%	108		0%
H1	1,991	1,979	12	1%	1,798		0%	181	12	6%
H2	2,184	2,180	4	0%	1,999		0%	181	4	2%
H3	2,533	2,519	14	1%	2,345		0%	174	14	7%
H4	2,669	2,660	9	0%	2,466		0%	194	9	4%
H5	3,366	3,341	25	1%	3,135		0%	206	25	11%
H6	2,780	2,762	18	1%	2,473		0%	289	18	6%
H7	2,665	2,653	12	0%	2,451		0%	202	12	6%
H8	3,407	3,392	15	0%	2,949		0%	443	15	3%
H9	2,921	2,871	50	2%	2,514		0%	357	50	12%
H10	3,403	3,345	58	2%	3,059		0%	286	58	17%
H11	3,596	3,543	53	1%	3,079		0%	464	53	10%
H12	3,357	3,349	8	0%	2,912		0%	437	8	2%
H13	3,325	3,306	19	1%	2,734		0%	572	19	3%
H14	4,670	3,773	897	19%	3,167	814	20%	606	83	12%
H15	6,289	5,057	1,232	20%	4,333	1,023	19%	724	209	22%
H16	5,502	4,427	1,075	20%	3,714	909	20%	713	166	19%
H17	5,730	4,447	1,283	22%	3,780	985	21%	667	298	31%
H18	6,471	5,082	1,389	21%	4,230	1,061	20%	852	328	28%
H19	7,979	4,745	3,234	41%	3,585	2,577	42%	1,160	657	36%
H20	9,662	4,859	4,803	50%	3,360	3,201	49%	1,499	1,602	52%
H21	10,979	5,833	5,146	47%	3,397	2,824	45%	2,436	2,322	49%
H22	15,393	8,041	7,352	48%	4,823	4,329	47%	3,218	3,023	48%
H23	14,790	7,566	7,224	49%	4,457	4,308	49%	3,109	2,916	48%
H24	17,529	8,396	9,133	52%	4,550	5,081	53%	3,846	4,052	51%
H25	17,148	8,154	8,994	52%	4,378	4,854	53%	3,776	4,140	52%
H26	19,757	8,452	11,305	57%	4,157	5,511	57%	4,295	5,794	57%
H27	23,570	9,766	13,804	59%	4,007	5,059	56%	5,759	8,745	60%
H28	22,163	8,999	13,164	59%	3,572	4,809	57%	5,427	8,355	61%
H29	20,610	8,520	12,090	59%	3,085	4,085	57%	5,435	8,005	60%
H30	20,133	8,502	11,631	58%	3,023	3,842	56%	5,479	7,789	59%
R1	19,571	9,157	10,414	53%	2,179	2,970	58%	6,978	7,444	52%
R2	24,404	10,349	14,055	58%	2,804	3,766	57%	7,545	10,289	58%

② 被害額

年度	野生鳥獣被害額（千円）		
	総額	うち ニホンジカ被害額	うち カモシカ被害額
S62	951,765	283,367	199,640
S63	769,875	126,793	194,469
H1	1,105,522	194,132	216,713
H2	1,050,177	143,879	221,154
H3	839,617	94,983	219,867
H4	652,404	66,563	215,103
H5	655,970	95,887	219,908
H6	605,052	95,635	180,940
H7	522,055	106,008	71,430
H8	611,899	156,517	105,778
H9	599,568	141,945	131,686
H10	894,453	171,042	145,504
H11	749,767	298,838	55,201
H12	466,491	141,227	38,835
H13	479,076	180,368	47,194
H14	511,644	199,757	44,001
H15	457,544	117,896	30,007
H16	518,543	163,465	9,285
H17	475,491	198,387	22,748
H18	429,480	201,073	9,685
H19	584,831	246,779	8,280
H20	714,598	350,392	7,453
H21	780,500	346,058	6,846
H22	751,067	374,090	6,505
H23	820,885	405,049	6,181
H24	701,085	339,715	5,871
H25	628,754	309,913	5,577
H26	557,606	275,128	5,297
H27	517,062	256,305	5,023
H28	461,062	229,451	4,778
H29	462,886	220,433	4,605
H30	463,486	221,536	16,291
R1	437,069	209,413	4,306
R2	365,527	176,457	4,521

③ 狩猟者登録数

年度	狩猟者登録数（人）			
	計	網・わな 猟 (甲)	第1種 銃猟 (乙)	第2種 銃猟 (丙)
S55	9,192	194	8,783	215
S56	8,683	208	8,297	178
S57	8,153	206	7,782	165
S58	7,509	188	7,196	125
S59	7,185	175	6,872	138
S60	6,966	209	6,623	134
S61	6,732	242	6,355	135
S62	6,623	297	6,210	116
S63	6,409	325	5,959	125
H1	6,146	355	5,667	124
H2	6,004	386	5,507	111
H3	5,920	399	5,408	113
H4	5,705	402	5,200	103
H5	5,520	402	5,015	103
H6	5,306	402	4,799	105
H7	5,018	378	4,530	110
H8	4,904	412	4,372	120
H9	4,838	383	4,258	197
H10	4,509	411	3,960	138
H11	4,361	460	3,784	117
H12	4,322	518	3,655	149
H13	4,138	528	3,467	143
H14	4,051	590	3,308	153
H15	4,065	688	3,224	153
H16	3,851	750	3,071	30
H17	3,723	774	2,920	29
H18	3668	794	2845	29
H19	3618	854	2731	33
H20	3564	898	2643	23
H21	3527	998	2502	27
H22	3,408	1,091	2,295	22
H23	3,381	1,242	2,112	27
H24	3,336	1,292	2,005	39
H25	3,202	1,290	1,875	37
H26	3,190	1,352	1,798	40
H27	3,255	1,444	1,764	47
H28	3,234	1,505	1,684	45
H29	3,246	1,537	1,666	43
H30	3,257	1,598	1,614	45
R1	2,856	1,452	1,365	39
R2	3,095	1,575	1,474	46

④ 造林面積

年度	造林面積 (ha)		
	人工造林 合計	再造林	拡大造林
S55	596	596	0
S56	581	581	0
S57	562	562	0
S58	484	484	0
S59	508	508	0
S60	507	507	0
S61	495	495	0
S62	552	552	0
S63	575	575	0
H1	503	503	0
H2	422	422	0
H3	466	466	0
H4	471	471	0
H5	438	438	0
H6	354	354	0
H7	351	351	0
H8	240	240	0
H9	277	277	0
H10	234	234	0
H11	194	194	0
H12	183	183	0
H13	133	133	0
H14	144	144	0
H15	147	147	0
H16	149	149	0
H17	270	148	122
H18	210	100	110
H19	190	87	103
H20	124	44	80
H21	170	79	91
H22	127	81	46
H23	85	63	22
H24	104	71	33
H25	189	116	73
H26	161	150	11
H27	186	182	4
H28	113	67	46
H29	163	112	51
H30	142	122	20
R1	156	120	36
R2	118	88	30